

平成 25 年度事業報告

平成 25 年度は、これまで一貫して主張してまいりました「勝ち残る行政書士」「国民に寄り添う行政書士制度の構築」というスローガン実現のために、将来に向けた行政書士制度構築の全体構想としての長期計画（グランドデザイン）において、今後なすべきことを「政策大綱」として取りまとめました。また、限られた予算の使途をより明確化し、費用対効果を重視した本会の運営に努めるべく、初めて単年度収支による予算編成を行い事業を執行した記念すべき年度となりました。

各事業の執行状況については後述のとおりですが、従来の前期繰越金に頼った予算編成ではなくても、十分とは言えないまでも一定の成果を上げられるという実績ができたことは、大規模災害発生時のための積立資金や社会貢献事業の推進等、今後の本会の重要課題を実行するための財政基盤の構築に大きく寄与するものと考えております。

このような取組みの結果、本会として今後進むべき方向性が明確になり、優先すべき事業に集中できる体制が整ったと言えるのではないのでしょうか。

平成 25 年度の重要課題について、以下に報告いたします。また、各部・委員会等の事業については、各々の報告を後述いたします。

1. 行政不服申立て代理権の獲得と国民のニーズに応えられる行政書士制度の構築

行政不服申立て代理権の獲得に係る渉外活動について、平成 24 年度に引き続き、日本行政書士政治連盟と協力して各党議員連盟参加議員を中心に要望内容の浸透を図りました。また、他士業団体の理解を得るべく可能な限りの説明を尽くし、他士業議員連盟の関係役員等にも積極的に働きかけるとともに、各単位会・各支部による地元国会議員事務所への働きかけを要請するなど、今国会における法改正の実現を目指しました。

行政手続きの専門家として国民の利便に資するべく、申請手続きから不服申立てまで一貫してサポートできる体制を整えてまいります。

また、今後一層の行政書士制度の充実を図るため、平成 22 年 7 月の理事会において決定した法改正要望項目を見直し、行政書士法の目的規定の整備等を含めた新たな法改正要望項目を平成 26 年 1 月の理事会で決定いたしました。

2. 職域の確保・拡大と震災復興支援

平成 29 年度の実施を目標とした自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の手続き拡大などの政府の動向を捉え、第一業務部及び OSS 対策プロジェクトチームが連携して、行政書士法第 19 条及び同法施行規則第 20 条の不当な規制緩和に対して反対する要望書を取りまとめ、国土交通大臣に提出しました。また、より政策的な活動に重点を置いて対応を図るべく、OSS 対策プロジェクトチームを発展的に改組し、道路運送車両法及び行政書士法施行規則改正反対特別委員会を立ち上げました。今後、本委員会を主軸として OSS 政策に関する政略を練り上げ、総務省及び国土交通省担当課を含め関係各所との調整を進めてまいります。

中小企業支援施策としては、平成 24 年度に引き続き、愛媛・宮城にて知的資産経営 WEEK2013 シンポジウムを開催するとともに、東京にて「企業の強み・弱みからみる創業・発展・事業承継」をテーマに中小企業支援フォーラムを開催しました。あわせて、中小企業支援パンフレットを刷新し、各方面に対し、行政書士こそが中小企業支援者として相応しい存在であることを改めて PR いたしました。このような取組みを継続し、各会員が積極的に中小企業支援業務に取り組めるよ

う環境を整備いたします。また、今後とも、外部支援団体との連携に加え、中小企業支援者としてコンサルティング能力に長けた人材育成も視野に入れ事業を展開してまいります。

被災地支援策について、平成 23 年 10 月に開設した「日本行政書士会連合会被災者相談センター（福島事務所）」を継続して運営し、東京電力(株)賠償請求から相続・遺言に係る案件まで、現地のニーズに応じた相談業務を行いました。また、復興支援事業として無料相談会等を実施した岩手会・福島会・宮城会に対し助成金を支給するなど被災単位会の支援についても継続して行っております。今後も福島事務所の活用を推進するとともに、今回の経験を活かして、大規模災害発生時の対応に係る規則の整備や BCP（事業継続計画）の策定等危機管理体制の構築について検討を進めてまいります。

官民からの業務受託については、各単位会において受け皿となる体制作りを進めるべく、引き続き実績のある単位会のノウハウ等情報の共有を図り対応します。

また、TPP に関しては引き続き動向に注目し、行政書士制度に関連する情報収集に努めてまいります。

3. 研修環境の整備と能力担保措置としての研修の継続

平成 25 年度より、会員にとってより使い勝手のよい研修システムを構築すべく「日本行政書士会連合会中央研修所研修サイト（ビデオ・オン・デマンド研修システム）」を開設し運用を開始いたしました。これにより、会員に対しては公平な受講機会と均質的な研修内容を提供できるとともに、集合研修実施等に係る単位会負担を軽減する仕組みが整ったものと考えています。特に平成 25 年度重要課題として掲げておりました「業際問題」や「職務上請求書」に係るコンプライアンス研修並びに民事法や特別法に係る能力担保研修については、優先的にコンテンツ化を図り研修サイトにて受講できるよう整備したところです。今後とも各業務部等との連携を図り、会員や単位会のニーズに応じた充実した研修サイトの運営を推進してまいります。

4. コンプライアンスの確立

国家資格者としてコンプライアンスの遵守は最重要課題であるといえます。しかし、誠に遺憾なことに、職務上請求書を使用しての個人情報不正取得や県の融資制度を悪用した事件への関与等、行政書士の逮捕報道が相次いだ一年でした。

このような事態を受け、職務上請求書の使用の適正化については、前述のコンプライアンス研修とあわせ、「月刊日本行政」への周知記事の掲載や本会ホームページでの「会長談話」を通じ啓発を促進いたしました。

職務上請求書の取り扱いについては、特に、近年の第三者請求に係る本人通知制度の拡大が示唆するとおり、業務遂行に際して不正な事件に関与することがないように細心の注意を払わなければなりません。また、不正使用防止策の強化として、新たな偽造防止策を追加した新職務上請求書の作成・配付も行っております。今後、ますます社会貢献事業への取組みが拡大することに伴い、行政書士の社会的信頼を失墜させぬよう、引き続きコンプライアンスの確立に係る施策を推進してまいります。

5. 新会館取得への取組み

移転の目的を踏まえ現会館の立地での建替え及び新たな物件の取得の可能性を含め検討した結果として、本部機能を中央官庁周辺の賃貸オフィスビルに移転するとした基本方針を取りまと

め、理事会において承認を得るとともに、新会館取得検討委員会を改め、会館移転準備委員会を立ち上げました。現在、本委員会を中心に移転先候補物件の選定等、年内移転に向けた具体的な工程表を掲げて、可能な範囲での移転準備に着手しております。また、今回の移転を機に、事務局組織の生産性向上を図るべく文書管理の見直し等、局内ルールについても整備を進めております。内外に対し、制度の発展に向けた「攻め」の姿勢を表明するにとどまらず、より機能的な意思決定環境の整備と事務局組織の確立を目指し、引き続き対応を進めてまいります。

6. 日行連事業の「選択と集中」

行政書士制度の維持発展を使命とする本会において、限られた予算をいかに有効活用し、時代のニーズに応じた事業を展開できるかが最も重要な課題であると認識しております。今回、初の試みとなる単年度収支による予算編成を実施することにより、改めて優先すべき事業の洗い出しを行い、各事業予算のスリム化を実現しました。あわせて、役員・事務局ともより効率的な事業執行を意識し会議運営等に臨んだ経験は、平成 26 年度のみならず、今後、本会を運営していく上で大いに参考となる実績となったことは言うまでもありません。

また、行政書士制度あり方検討委員会において、業務執行体制の見直しに係る調査研究を行い、特に業務部における所管業務・名称の在り方について検討いたしました。引き続き、本会の組織再編も含め、事業運営の最適化を模索してまいります。

7. 会費滞納者に対する登録抹消の簡素化の検討

会費滞納者への対応については、かねてより各单位会の懸案事項となっていながらも、有効な対策が実現できていませんが、これ以上看過できない状況になりつつあります。このような現状を踏まえ、新たに決定した法改正要望項目の中でも最重点項目に掲げ、法改正による対応も視野に入れ、会費滞納者に対する登録抹消の簡素化について、総務部及び登録委員会にて検討を行いました。今後、行政書士法の改正により会費滞納者に対する登録抹消が行えるよう総務省に働きかけることとし、引き続き、早期解決に向けた対応を図ってまいります。

以下、各部・委員会等の進捗状況について報告します。

【総務部】

1 行政書士の品位保持と制度遵守の徹底

(1) 行政書士マニュアルの改訂

平成 24 年度に改訂した行政書士マニュアル（第三版）を冊子化し、各単位会へ配付した。

(2) 行政書士法人の手引の改訂

会社法改正等に伴い、登録委員会とともに行政書士法人の手引の改訂に着手した。

(3) コンプライアンスの確立

職務上請求書の偽造・不正請求事件を受け、新たな偽造防止策を追加した新職務上請求書の作成・配付を行うとともに、各単位会・会員に対し「月刊日本行政」及び本会ホームページ等により職務上請求書の適正な使用及び管理の徹底について周知徹底を図った。

(4) 会費滞納者に対する登録抹消の簡素化の検討

登録委員会と協議を行い、行政書士法の改正により会費滞納者に対する登録抹消が行えるよう総務省に働きかけることとし、対応の基本的方向性について確認を行った。

2 法教育に関する調査研究

平成 25 年 11 月 25 日に千葉県行政書士会法制度学習推進委員会が小学生向けに実施した「法教育」の現場視察を行い、「月刊日本行政」H26.2月号（No.495）にて視察結果を報告した。

また、「各単位会における法教育の取組みと日行連への要望について（アンケート）」（平成 26 年 2 月 20 日付・日行連発第 1373 号）を発信して、各単位会における法教育への取組み状況と要望事項を調査した。

3 諸会議の開催

<定時総会>

平成 25 年 6 月 20・21 日、シェラトン都ホテル東京（東京都港区）において、役員等 76 名、代議員 217 名の合計 293 名の出席のもと、定時総会を開催した。

<正副会長会>

平成 25 年 4 月 23 日、5 月 9 日、6 月 6 日、6 月 19 日、6 月 21 日、7 月 4 日、7 月 17 日、8 月 8 日、9 月 5 日、10 月 3 日、10 月 23・24 日、11 月 12 日、12 月 5 日、12 月 20 日、平成 26 年 1 月 15 日、2 月 6 日、3 月 6 日、3 月 27 日に正副会長会を開催した。

<理事会>

平成 25 年 4 月 24・25 日、7 月 17・18 日、11 月 13・14 日、平成 26 年 1 月 16 日に理事会を開催した。

<常任理事会>

平成 25 年 4 月 23・24 日、5 月 9・10 日、6 月 6・7 日、6 月 19 日、7 月 18 日、8 月 8・9 日、9 月 5・6 日、9 月 12 日、10 月 3・4 日、10 月 24・25 日、11 月 12・13 日、12 月 5・6 日、12 月 20 日、平成 26 年 1 月 16 日、2 月 6・7 日、3 月 6・7 日、3 月 27・28 日に常任理事会を開催した。

<会長会>

平成 25 年 9 月 12 日にホテル一畑（島根県松江市）において会長会を開催した。「職務上請求書に関する対応」、「就業規則作成業務」をテーマとし、意見・情報交換を行った。

4 顕彰（式典等）の実施

（１）叙勲

平成 25 年 4 月 29 日・11 月 3 日に各 1 名が受章され、それぞれ 5 月 10 日・11 月 7 日に総務省主催の伝達式が挙行された。同日、本会主催の記念品贈呈式を開催した。

（２）黄綬褒章

平成 25 年 4 月 29 日に 9 名が受章され、5 月 16 日に総務省主催の伝達式が挙行された。同日、本会主催の記念品贈呈式を開催した。

（３）総務大臣表彰

平成 25 年 6 月 20 日、定時総会に先立ち、総務大臣表彰受賞者 32 名に対し、表彰状授与式を挙行した。

5 新年賀詞交歓会の開催

平成 26 年 1 月 17 日、ANA インターコンチネンタルホテル東京（東京都港区）において、国会議員・省庁関係者等の来賓及び役員・会員約 650 名が出席のもと、日政連と共同で開催した。

6 日行連と各地方協議会との連絡会の開催

平成 25 年 9 月から 12 月にかけて 8 地方協議会と連絡会を開催して、本会及び各単位会の事業進捗状況や諸問題について情報共有と意見交換を行った。各単位会からの意見・要望等については必要に応じて平成 26 年度事業計画に反映させるべく、関係各部・委員会への申し送りを行った。

7 単位会相互の地域的連絡調整の促進

業務基盤の確立や新規業務開拓に向け、各地で主体的に研修を中心とした事業活動を展開できるよう、地方協議会に交付金を支給し活動の報告を求めた。

8 行政書士実態調査の実施

行政書士実態調査を実施し、その結果については「月刊日本行政」H25.10 月号（No.491）にて報告するとともに、別途単位会毎の集計結果のデータを作成し、各単位会へそれぞれ配付した。

9 他の部の所管に属さない事項への対応

各案件について対応した。

【経理部】

1 予算・決算の適正管理

（１）予算・決算の適正管理に努めた。

（２）監査指摘を踏まえ、経理業務の見直しを行った。

2 会館の管理運営

（１）会館諸設備の老朽化箇所について、適宜補修処置を施工した。

【広報部】

1 月刊日本行政の発行

- (1) 行政書士制度の発展に寄与するとともに会員に対し、迅速に有益な情報を提供することを基本方針とし、各種業務資料、関係省庁の情報、本会の情報、単位会の取組み事例等を中心に誌面を編集した。また、ADR・成年後見制度に関する特集、一般向けの行政書士業務紹介等も掲載し、より身近で実用的な行政書士の広報誌を目指し制作した。月平均40頁、45,000部を印刷し、各会員や国会議員及び関係機関等へ配付した。
- (2) 「月刊日本行政」の発行にあたっては、一般財団法人日本宝くじ協会より助成金を受けていることから、H25.4月号（No. 485）よりH26.3月号（No. 496）まで、「本誌は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受けて作成されたものです。」の文言を掲載した。

2 行政書士制度PRポスターの作成

- (1) 女優の木村文乃さんをモデルに起用したポスターを作成し、各単位会へ配付した（印刷枚数は、A1判：2,475枚、A2判：64,334枚、B2判：14,549枚）。
- (2) ポスターモデルの木村文乃さんと北山会長の対談を行い、「月刊日本行政」H26.4月号（No. 497）にその模様を掲載した。

3 行政書士制度PR事業

- (1) 平成25年10月1日から10月31日までの間、「行政書士制度広報月間」の名称により、総務省の後援を得て全国一斉の広報活動を実施した。これに先立ち各単位会宛に「平成25年度行政書士制度広報月間の実施について」（平成25年8月2日付・日行連発第458号）を発信するとともに、報道機関約90社に報道リリースを送付した。
- (2) 行政書士会館の最寄りのバス停（東急バス：「大坂上」）を通る路線バス（5系統）で、行政書士制度PRのための車内放送を行った。
- (3) 賀詞交歓会において本会の公式キャラクターである「ユキマサくん」のクリアファイル、祝い栴を来賓等に配付した。
- (4) 行政書士記念日事業として、行政書士制度PR用動画を作成し、本会ホームページの会員サイトに掲載することにより、各単位会・各会員の広報ツールとして自由に使用できるよう配信した。あわせて記念日直近発刊の日経産業新聞に行政書士制度と動画を紹介する広告を掲載した。
- (5) 今後の広報事業で活用すべく、ユキマサくん立体化のための三面図を作成した。

4 インターネットによる広報活動

- (1) 行政書士業務を紹介する本会ホームページの特設サイト「解決☆ユキマサくん！」に新たなコンテンツ（自動車登録編・農地転用編・飲食店営業許可手続編）を追加した。
- (2) 広報月間及び行政書士記念日について、本会ホームページの一般向けページに専用のビルボードを作成、掲載し、各単位会の事業を紹介した。

【法規監察部】

1 行政書士法を含む諸法規の調査研究及び指導

- (1) 単位会等からの下記照会等について、会長より諮問を受け、調査研究の上、回答した。

- ①村上先生の照会事項についての回答要請の件（大分会）
- ②行政書士法上の疑義（行政書士及び行政書士法人に対する懲戒）について（大阪会）
- ③行政書士法第1条の2及び第19条に関する法規的照会について（埼玉会）
- ④車庫証明申請書の車体番号を記載する行為について（神奈川会）
- ⑤過去の照会事例の提供について（栃木会）
- ⑥行政書士法人の任意後見人適格について（神奈川会）
- ⑦監察事案の法規的照会について（埼玉会）
- ⑧行政書士以外が行うことができる農地転用手続きについて（栃木会）
- ⑨法規的照会について（大分会）

なお、回答には至らなかったものの下記照会等について、会長より諮問を受け、調査研究を行った。引き続き平成26年度に検討の上、回答を行うこととしている。

- ⑩「第三者行為災害届及び第三者行為による傷病届」附属・添付書類の作成について（鹿児島会）
- ⑪建築士が行う「分譲地」を目的とした「道路位置指定の申請」業務について（和歌山会）
- ⑫公正証書遺言作成時における遺言執行者の報酬について（山口会）
- ⑬経営革新等支援機関が行う申請業務について（広島会）
- ⑭係争事案に係る支援について（大分会）

（2）各部・委員会等からの下記検討依頼等について、会長より諮問を受け、調査研究の上、答申した。

- ①『「登録抹消日と単位会の退会日及び会費請求について」法規的照会のお願い』〔大阪会照会〕について（登録委員会）
- ②自賠償保険請求業務について（第二業務部）
- ③自販連からの出向職員を補助者として設置することの適否について（総務部）
- ④開発行為申請に係わる建築士との業務範囲について（第一業務部）
- ⑤建築士法第21条の法解釈について（第一業務部）
- ⑥日本行政書士会連合会への法規的照会について（総務部）
- ⑦単位会長による処分の公表について（総務部）
- ⑧「月刊日本行政」編集業務等委託契約の一部変更に伴う契約書（案）の法的整合性について（広報部）
- ⑨新設する規則「会報の発行及び送付に関する規則（案）」の法的整合性等について（広報部）
- ⑩JIPDECのROBINS事業で資格者が行う情報確認等の作業が行政書士業務という事実証明に当たるか否かについて
- ⑪日本行政書士会連合会ハラスメント相談室設置規則（案）について（総務部）
- ⑫日行連ホームページに係る「更新業務委託契約（案）」について（広報部）
- ⑬日本行政書士会連合会大規模災害対策本部設置に関する規則案について（総務部）
- ⑭「使用人」行政書士が所属する個人事務所の申請取次業務受任について（総務部）
- ⑮戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の使用について（総務部）
- ⑯行政書士法上の疑義について（第二業務部）

なお、回答には至らなかったものの下記照会等について、会長より諮問を受け、調査研究を行った。引き続き平成 26 年度に検討の上、回答を行うこととしている。

⑰会員の開設するホームページの運営管理について（総務部）

⑱昭和 55 年 9 月 1 日以前登録の会員事務所に掲示された看板について（総務部）

⑲許認可申請書の作成のみを依頼された場合の職務上請求書の記載方法について（総務部）

⑳電子証明書について（電子申請推進委員会）

（3）上記のほか、外部からの照会に対し、特に法規監察部に割り振られた案件について、調査研究の上、回答した。

（4）諸法規の調査研究の一環として、㈱ジー・サーチの判例検索システムを使用して、必要に応じて判例情報の調査を行った。

2 法規担当学会議の開催

「業際問題」をテーマとし、各単位会から法規・監察分野の担当者を招いて、全国法規・監察担当者会議（平成 25 年 12 月 9・10 日、行政書士会館地下講堂）を開催した。学習院大学法学部 櫻井敬子教授より業務独占の重複問題について講演いただくとともに、業際問題に対する基本的な考え方から他士業との個別的な事案まで伊藤法規監察部担当副会長による講話を行ったほか、出席者による意見交換・質疑応答を行った。

3 行政書士関係法規集の加除作業

本会会則等の改正に係る法規集の編集作業を行い、各役員、単位会及び関係団体等へ配付し、あわせて電子データを本会ホームページに更新情報として掲載した。

4 行政書士関係法令先例総覧の改訂

平成 24 年 11 月末以降の照会回答案件等に関する情報を追加したほか、平成 25 年 12 月までの行政書士法の改正を反映させた行政書士法改正履歴表を登載するなど、行政書士関係法令先例総覧 CD-ROM の改訂作業を行い、各単位会宛に配付した。また、単位会照会に対する本会回答事例をグループウェア J-MOTTO に掲載し、各役員及び各単位会の閲覧に供した。

5 各単位会に対する監察活動の支援

「行政書士制度広報月間」における監察活動の実施について（平成 25 年 8 月 2 日付・日行連発第 458 号）において、各単位会の実情に応じた監察活動の実施を依頼するとともに、重点活動項目として、建設業法に係る許認可申請業務等に関する調査を奨励した。

あわせて「月刊日本行政」H25. 10 月号（No. 491）に寄稿として「広報月間によせて」を掲載し、各単位会の協力を求めた。

6 行政書士制度違反行為の防止

単位会からの下記要請について、会長より諮問を受け、調査研究を行った。引き続き平成 26 年度検討することとしている。

①監察事案について（大阪会）

②監察活動について（大分会）

③監察事案に対する対処方について（大分会）

【第一業務部】

1 政策的対応

既存の業務の周辺業務への参入について、関係省庁・機関等と折衝を行い、情報収集に努めたほか、引越し手続きのワンストップサービスなど新規業務の開拓についても取組みを検討した。

<運輸交通部門>

1 関係業務の開発及び法令等の調査研究及び指導

- (1) OSS 対策プロジェクトチームと連携し、OSS に係る自動車保有関係手続業務の見直しと適正化及び行政書士法第 19 条及び同法施行規則第 20 条の不当な規制緩和に反対する要望等を取りまとめた要望書を、平成 25 年 5 月 21 日付で国土交通大臣に提出した。
- (2) 総務省実施の「国の行政手続のオンライン利用に関する意見・情報提供について」に対する意見として、OSS に係る自動車保有関係手続業務の見直しと適正化及び行政書士法第 19 条及び同法施行規則第 20 条の不当な規制緩和に反対する要望、特殊車両通行許可申請オンライン申請の問題点の改善に関する要望及び提言等について取りまとめ、平成 25 年 11 月 1 日付で提出した。
- (3) 規制改革委員会と連携し、総務省実施の「規制改革ホットライン」集中受付に対する意見として、国民の利便向上・負担軽減のため、資格者代理人である行政書士（制度）の更なる活用の中での現行の自動車封印制度の拡充を図ることを要望した。
- (4) 国土交通省による OSS の全国展開に先駆けて「OSS を代理する行政書士」のイメージを自動車ユーザーである国民に浸透させる必要があるとして、平成 24 年度、各単位会にサンプルを送付した「日行連自動車登録 OSS センター支所」の看板について、申し込みのあった自動車登録業務及び車庫証明業務に精通している会員の事務所に作成・送付した。
- (5) 自動車の保管場所の確保等に関する法律に係る使用権原疎明書面及び委任状等の行政書士専用の日行連推奨書式の完成を目指し、警察庁交通局交通規制課に確認を取りながら検討を進めた。
- (6) ㈱オートバックスセブンと協議し、引越しの際の自動車の住所変更登録や車庫証明等の手続きについて、行政書士と協力したワンストップサービスでの取組みが可能かどうか検討した。

2 電子申請に係る具体的対応

- (1) 平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月まで、OSS 稼働 11 都府県単位会の希望会員を対象に日行連自動車 OSS システムの小規模実用運用を実施した。平成 26 年度も引き続き小規模運用を延長することとし、関係単位会宛に継続利用の募集を行ったほか、OSS 稼働地域外 36 単位会においても日行連自動車 OSS システムに対する会員の理解を深めることができるようにする目的で、日行連自動車 OSS システムにログインして送信ボタンまで押すことが可能なデモ ID を作成し、各単位会宛に送付した。
- (2) 国土交通省における中間登録対応のための OSS インターフェース仕様変更及び国庫金のダイレクト方式納付の受付開始等に対応するため、日行連自動車 OSS システムの改修を行った。

3 関係省庁及び関係団体との連携調整

- (1) 平成 26 年 1 月 20 日に警察庁交通局交通規制課を訪問し、警察庁通知「代理人による保管場所証明申請等に関する取扱い上の留意事項について」(平成 25 年 12 月 9 日付・警察庁丁規発第 81 号)及び「自動車保有関係手続のワンストップサービス (OSS) の運用に関する細目について」(平成 26 年 1 月 20 日付・警察庁丁規発第 6 号)について協議を行い、各通知の解釈について確認し、結果を各単位会宛に周知した。
- (2) 一般社団法人日本自動車販売協会連合会総会懇親会等へ出席した。

<建設・農地部門>

1 業務拡大等に向けた関係省庁及び機関への折衝対応、情報収集力の強化

- (1) 国土交通省による建設業の社会保険未加入対策について、同省主催の協議会・ワーキンググループに参画し、行政書士としての知見をもとに意見発信を行った。
- (2) 平成 25 年 12 月 10 日に、国土交通省土地・建設産業局建設業課と意見交換の機会を持ち、「複数会社兼務の経營業務管理責任者の常勤性の取り扱いについて」、「小規模事業所の専任技術者の常勤性と役割について」、「新たな建設業法上の技術者資格制度について」、「経営事項審査の取扱いについて」、「建設業法等における『請負代金の額』等の内容について」、「市区町村における入札監視委員会の設置改善について (要望)」、「社会保険未加入問題について」、「土木工事業、建築工事業の総合工事業の定義について」、「中建審、基本問題小委員会協議事項から」等について協議を行った。今後、継続協議を行っていくことを確認した。
- (3) 平成 26 年 2 月 12 日に、農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課及び食料産業局産業連携課と意見交換の機会を持ち、「農地法に基づく許認可申請等における、行政書士の代理権行使及び委任状の取り扱い並びに申請書類等の記載方式に関する件」、「耕作放棄地の解消に向けた、相続未登記地及び管理者未確定地について関係権利者を特定するための調査実施に関する件」、「許可どおりの事業が行われたか否かの転用確認手続きを法定化すること及び、都市計画法、登記法も含めた整合性の検討」、「集団農地に連続する既存集落内に存する農地及び外周部分の農地の転用許可方針に関する件」、「太陽光発電設備設置等の計画に基づく転用行為に関する件」、「6 次産業化に関する件」等について協議を行った。今後、継続協議を行っていくことを確認した。
- (4) 中央建設業審議会委員への行政書士の登用について、太田国土交通大臣宛に要望を行った。

2 新規業務獲得等に向けた実務研究の推進

- (1) 行政書士が扱うべき土地関係業務について職域の確立を進めるため研究し、取りまとめた成果を「月刊日本行政」H26.3月号 (No. 496) に掲載した。
- (2) 6 次産業化に関し行政書士が具体的に関わることができる業務について研究し、取りまとめた成果を「月刊日本行政」H26.4月号 (No. 497) に掲載した。

3 電子申請の動向調査及び電子商取引への対応

入札参加資格について対応を検討し動向を注視することとした。

<警察・環境部門>

1 業務拡大等に向けた関係省庁及び機関への折衝対応、情報収集力の強化

- (1) 平成 24 年度に引き続き、公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会との提携を継続し、相互のホームページにおける案内・リンクバナーの設置について対応を続けることとした。
- (2) 平成 25 年 5 月 21 日に開催された 2013 地球温暖化防止展内の STOP 地球温暖化推進フォーラムに参加し、環境省施策及び補助金情報等の情報収集を行った。

2 実務研究

- (1) 環境分野における中小企業支援という視点から、行政書士の環境に関わる新分野の業務について研究して取りまとめ、「環境に関わる行政書士の業務」として「月刊日本行政」H25.12月号 (No. 493) に記事を掲載した。
- (2) 産業廃棄物許可申請における経営診断書作成に係る現状を把握するためのアンケート調査 (平成 25 年 9 月 2 日付・日行連発第 553 号) を実施し、その結果を各単位会宛に報告 (平成 25 年 11 月 18 日付・日行連発第 893 号) した。
- (3) 行政書士の専門分野である風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に係る現状と問題点の研究を取りまとめ、「シリーズ風適法」として、「月刊日本行政」H26.2月号 (No. 495) から H26.4月号に (No. 497) おいて、「ダンス営業法と風適法をめぐる論争」・「パチンコ営業許可申請と行政書士の関わり」・「8 号営業許可 (ゲームセンター等) とダーツバーの関係」の全 3 回にわたり記事を連載した。

< 社労税務経営部門 >

1 中小企業支援等に関する調査研究

- (1) 平成 26 年 2 月 26 日に東京コンファレンスセンター・品川にて東京会と共催し、「企業の強み・弱みからみる創業・発展・事業承継」をテーマに中小企業支援フォーラムを開催した。
- (2) ㈱日本政策金融公庫と各単位会の連携を推進すべく、依頼文書を各単位会に発信するとともに、連携の実態を把握すべくアンケート調査を行った。
- (3) 中小企業経営力強化支援法施行に伴う経営革新等支援機関として行政書士の認定を推進すべく、中小企業庁経営支援課と認定条件等に関する協議を行った。
- (4) 中小企業支援パンフレットを作成し、「月刊日本行政」H26.2月号 (No. 495) に同封して各会員に送付するとともに各単位会に 500 部ずつ配付した。
- (5) 「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業について (ご案内)」 (平成 25 年 8 月 6 日付・日行連発第 475 号) 及び『『経営者保証に関するガイドライン』について』 (平成 26 年 1 月 16 日付・日行連発第 1210 号) を発信し、「ミラサポ」及び当該ガイドラインについて周知を行った。
- (6) 中小企業庁による「“ちいさな企業” 成長本部」の本部会議に本部員として委嘱されている会長が出席し、行政書士としての立場から中小企業支援に関する意見発信を行った。

2 社労業務の円滑推進

- (1) 社労業務に係る経過措置について、「月刊日本行政」H25.9月号 (No. 490) に掲載し、周知徹底を図った。
- (2) 社労業務取扱証明書の発行について、「月刊日本行政」H25.9月号 (No. 490) で周知し、希望会員に対して証明書を発行、各単位会を通じて配付した。

3 実務研究

いわゆる経過措置行政書士の社労業務における電子申請について、行政書士法と社会保険労務士法の改正経過を調査研究した。

【第二業務部】

1 所管業務についての研究

- (1) 地域や事例により取り扱い状況の大きく異なる交通事故関連業務について、各地の実務者との意見交換会を開催した。
- (2) 権利義務・事実証明に関する事例を各単位会から収集し、専門員を活用して文例集の原案を作成した。
- (3) ニーズの高い合同会社の定款作成業務について研究を行い、株式会社の定款との違いなどを含め、専門員を活用して報告書の原案を作成した。
- (4) ROBINS 事業に関するオンデマンド研修を「中央研修所研修サイト」に掲載するとともに各単位会へ確認者の推薦依頼をした。
- (5) 日本公証人連合会に対し、パスポート認証業務に係る報告文書を発信した。

2 コスモス成年後見サポートセンターに対する支援

希望単位会に対し、成年後見事業に関する協議及び説明会を行った。また、最高裁判所に対しては、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターの事業報告を通じて行政書士の成年後見分野での活動の説明を行った。

※この活動を通じて、平成 26 年 3 月 31 日現在で 37 の単位会が一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターとの協定書を結び、34 の支部が設立されている（昨年同時期より 8 支部の増加）。

【第三業務部】

1 在外公館での査証申請（外務省）手続きの改善に係る提言・要望

内閣府による「国民の声」募集及びパブリックコメント募集等において、対応を検討した。

2 在日本外国大使館、領事館における行政書士制度の認知推進

- (1) サンパウロ大学二宮正人教授を講師に迎え「ブラジル家族法に関するセミナー（平成26年1月28日）」を開催した（参加者約180名）。当日は、在東京ブラジル連邦共和国総領事にも来賓あいさつをいただき、外国人集住地域の行政機関関係者等にも開放する形で実施した。
- (2) 韓国語・中国語・英語・スペイン語・ポルトガル語・タガログ語の6カ国語に翻訳した行政書士業務紹介パンフレットを作成した。

3 情報収集（改正入管法への対応も含む）

- (1) 海外日系人大会等関係団体が主催するイベントへ出席し意見交換、交流促進を図った。
- (2) 申請取次行政書士管理委員会との合同会議を開催し、国際業務の発展のため互いに効率的な事業推進を図るべく協議を行った。

(3) 改正入管法に係る各種パブリックコメントについて対応した。

4 外国人に対する行政書士制度の普及

- (1) 一般財団法人日本国際協力センターからの要請を受け、各関係単位会の協力を得て、日系人
就労準備研修事業への講師派遣等に対応した。
- (2) 関東地方協議会と共催し、東京入国管理局及び東京入国管理局の一部の支局・出張所等にお
いて「外国人を対象にした無料相談会」を実施した。
- (3) 公益財団法人海外日系人協会からの要請を受け、関係単位会の協力を得て「在日日系人のた
めの生活相談員セミナー（平成26年3月25日）」の無料相談会に対応した。

5 関係省庁・関連団体等との協力関係の推進

- (1) 行政書士の著作権業務に係る法改正の動向を探るため、文化審議会著作権分科会、出版関連
小委員会、国際小委員会等に出席して情報収集を行った。
- (2) 知的財産の保護と不正商品の排除に向けた取組みとして、不正商品対策協議会の各種関連イ
ベントへの参画を通じて、情報収集及び行政書士業務に関する広報活動を行った。
- (3) (独) 中小企業基盤整備機構等関連団体が主催する知的財産及び中小企業支援に関するセミ
ナー等に参加し、情報収集を行った。
- (4) 弁理士制度の見直しに係るパブリックコメントに対応するとともに、特許庁と弁理士法改正
に係る協議を行った。

6 知的財産権に係る制度の確立・著作権相談員制度の維持拡大

- (1) 各単位会が実施する著作権相談員の養成を目的とした著作権相談員養成研修に対応するため、
基本方針及び効果測定問題を整理し各単位会に送付した。あわせて、「著作権相談員養成研修
DVD」を作製し各単位会に配付した。
- (2) 平成 24 年度著作権相談員名簿を集約し、各関係機関（文化庁、公益社団法人著作権情報セ
ンター、一般財団法人ソフトウェア情報センター）へ提出した。あわせて、新規著作権相談員
に対し、著作権相談員カードの発行並びに「知的資産業務一覧」、「知的資産契約マニュアル」、
「行政書士のための知的資産業務 Q&A」を配付した。
- (3) 著作権相談員制度に係る方針の再検討及び著作権相談員養成研修に係るスキームの再整理を
行うべく、当該制度の見直しに係る提言書を作成した。

7 知的資産経営支援業務に係る体制の確立

- (1) 経済産業省、中小企業庁、(独) 中小企業基盤整備機構等関係機関を訪問し、情報収集及び
中小企業支援に係る意見交換を行った。
- (2) 知的資産業務の普及推進・調査研究を目的として、日本知的資産経営学会に賛助会員として
参画し、研究年次大会に出席した。
- (3) 経済産業省主催の知的資産経営 WEEK2013 に参画し、「行政書士による中小企業支援及び地域
活性のための知的資産の活用」と題して、全国 2 ヶ所（2/17 愛媛・3/19 宮城）にてシンポジ
ウムを開催した（参加者合計約 391 名 うち企業関係者等約 179 名）。

8 新規業務の研究及び情報収集

第一業務部が企画した「中小企業支援フォーラム（平成 26 年 2 月 26 日）」の開催運営について協力した。

【登録委員会】

1 登録事務及び行政書士法人届出事務に関する調査研究及び指導

必要に応じて法令、会則、規則及び登録事務処理要領の適用や他士業の事例等を調査研究し、滞りなく統一的な登録事務がなされるよう、各単位会に対し指導及び協力要請を行った。

また、行政書士法人届出事務処理要領の改訂作業に着手した。

2 登録申請書類の審査

（１）全体委員会を 3 回、小委員会（審査）を 21 回開催し、各申請書類の審査を厳格適正に行った。

審査・処理件数は次のとおりである。

平成 25 年度

・ 新規登録	2,737 件
法第 2 条第 1 号該当：	1,897 件
第 2 号該当：	6 件
第 3 号該当：	3 件
第 4 号該当：	30 件
第 5 号該当：	283 件
第 6 号該当：	518 件
・ 変更登録	3,080 件
・ 登録抹消	1,806 件
廃業：	1,519 件
死亡：	270 件
法第 2 条の 2 第 2 号該当：	2 件
法第 2 条の 2 第 3 号該当：	4 件
法第 2 条の 2 第 4 号該当：	7 件
法第 2 条の 2 第 5 号該当：	0 件
法第 2 条の 2 第 7 号該当：	0 件
法第 2 条の 2 第 8 号該当：	2 件
法第 7 条第 2 項該当：	2 件
・ 行政書士法人の成立届	41 件
・ " 変更届	155 件
・ " 合併届	0 件
・ " 入会届	19 件
・ " 退会届	2 件
・ " 解散届	6 件
・ " 清算終了届	2 件

（参考）

平成 24 年度

・ 新規登録	2,777 件
法第 2 条第 1 号該当：	1,903 件
第 2 号該当：	3 件
第 3 号該当：	5 件
第 4 号該当：	29 件
第 5 号該当：	306 件
第 6 号該当：	531 件
・ 変更登録	3,109 件
・ 登録抹消	1,828 件
廃業：	1,518 件
死亡：	290 件
法第 2 条の 2 第 2 号該当：	1 件
法第 2 条の 2 第 3 号該当：	4 件
法第 2 条の 2 第 4 号該当：	11 件
法第 2 条の 2 第 5 号該当：	0 件
法第 2 条の 2 第 7 号該当：	1 件
法第 2 条の 2 第 8 号該当：	1 件
法第 7 条第 2 項該当：	2 件
・ 行政書士法人の成立届	35 件
・ " 変更届	134 件
・ " 合併届	2 件
・ " 入会届	14 件
・ " 退会届	3 件
・ " 解散届	7 件
・ " 清算終了届	5 件

- (2) 登録の適格性や申請内容に疑義のあるものについては、当該申請者に対し、経由単位会を通じて登録資格（行政書士法第2条第二号～第六号該当者）や業務形態（会則第61条に係る事項）等についての具体的事実の確認を行うとともに、単位会長の意見等も踏まえて公正な審査に努めた。

【申請取次行政書士管理委員会】

1 出入国管理手続きの公正かつ円滑な実施への対応

出入国管理及び難民認定法等に関する運用実態について把握に努めた。また、法務省入国管理局入国在留課と、在留カードの預かりに関する取扱い等についての協議を行う等、連携強化を図った。

2 委員会規則に係る調査及び対応

「申請取次行政書士の届出に関する審査基準」及び「申請取次行政書士の届出にかかる処分に対する異議申立手続規則」に基づく、会員からの異議申立案件について対応し、その後、本件について、異議申立人から訴訟が提起されたことに対して対応を進めた。

3 申請取次制度の普及と充実

- (1) 中央研修所と連携し、申請取次事務研修会（計5回）及び申請取次実務研修会（計9回）を開催し、適正な申請取次行政書士制度の周知及び普及に努めた。
- (2) 入国・在留審査要領を本会ホームページの会員サイトに掲載し、会員に対する申請取次業務の便に供した。
- (3) 申請取次行政書士による適正業務の推進を徹底するため、上記各研修会にて実施する効果測定の結果により判別を行い、事務研修会では合否判別、実務研修会では基準に満たない場合に再受講による基準到達を求めた。
- (4) 法務省入国管理局入国在留課と申請取次の届出に関する協議を行い、より厳格な申請取次行政書士制度の構築に向け、行政書士会申請取次行政書士管理委員会規則（準則）の改正に向けた検討を行った。
- (5) 関東地方協議会における東京入管庁舎内での無料相談会の開催について助成を行った。

4 各地方入国管理局、申請取次行政書士管理責任者との連絡調整

- (1) 平成25年5月13日、申請取次実務研修会（那覇）の開催にあわせ、法務省福岡入国管理局那覇支局を訪問した。
- (2) 平成25年11月15日、申請取次実務研修会（大阪）の開催にあわせ、法務省大阪入国管理局を訪問した。
- (3) 平成26年1月24日、申請取次実務研修会（福岡）の開催にあわせ、法務省福岡入国管理局を訪問した。
- (4) 平成26年2月14日、申請取次実務研修会（名古屋）の開催にあわせ、法務省名古屋入国管理局を訪問した。

5 申請取次行政書士管理委員会等（単位会）への助成

各単位会における申請取次行政書士管理委員会等の活動に向けた助成措置を行った。

6 法改正等への対応

出入国管理及び難民認定法等の改正の議論に備え、同法等の研究を行った。

【規制改革委員会】

1 規制改革等への対応

- (1) 平成 25 年 10 月の「規制改革ホットライン」集中受付において、「自動車封印制度の拡充を図ること」、「都市計画法第 34 条第 4 号の市街化調整区域の基準見直し」、「在外公館での査証申請手続きの改善に係る要望・提言」、「新たな在留管理制度に関する提案」について、業務部等の意見を取りまとめて要望を提出した。
- (2) 各部・委員会との連携体制について検討を行った。

【電子申請推進委員会】

1 電子証明書の発行・失効にかかる管理・支援

セコムトラストシステムズ(株)と連携を取りながら、行政書士用電子証明書の発行・失効にかかる管理・支援への対応を進めた。

2 電子代理申請及び行政書士用電子証明書の普及推進活動

- (1) 行政書士電子証明書の普及推進に活用する目的で、各单位会や会員が、必要に応じて印刷・配付することのできる周知チラシデータを本会ホームページの会員サイトに掲載することを検討し、セコムトラストシステムズ(株)に作成を依頼して対応した。
- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が提案するサイバー法人台帳ROBINS（事業者等総合情報基盤）への確認者としての行政書士の登録条件として、行政書士用電子証明書の所持を必須とするよう提案した。

3 ICT関連情報の収集及び省庁・関係団体等との連携

- (1) 平成24年度、各单位会の協力を得て、総務省により実施された「申請手続きに係る国民負担軽減等に関する実態調査－東日本大震災に係るものを中心として－」について、平成25年3月に調査結果の第一弾として東日本大震災に係るものを取りまとめられ、必要に応じた改善措置が勧告された。その後、11月に第二弾として全国共通の一般的な申請手続きが取りまとめられ、これに対しても改善措置が勧告されたため、先の東日本大震災関連の勧告に対する改善措置状況や、全6府省からの回答の概要等とあわせて総務省行政評価局担当者から説明を受け、意見交換を行った。
- (2) 「月刊日本行政」H26.3月号（No. 496）に、総務省行政管理局行政情報システム企画課の齋藤情報システム管理室長の執筆による「行政手続のオンライン利用の改善と士業者の活用」について、掲載した。
- (3) 電子申請推進委員会が協力してきた、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が提案する、サイバー法人台帳ROBINS（事業者等総合情報基盤）について、企業情報の確認業務は、行政書士業務の「権利義務事実証明業務」に関連する業務であるとして、第二業務部に対応を引き継いだ。
- (4) (株)日立製作所ディフェンスシステム社担当者を電子申請推進委員会会議に招聘し、M2Mビッグデータの災害対策への活用について、取組みの現状等の説明を受けた。
- (5) ジャパンクラウドコンソーシアム主催の「定時総会」・「M2MビッグデータWG会合」、東京大学公共政策大学院主催の「オープンガバメントシンポジウム」、JIPDEC主催の「電子記録応用基盤（eRAP）研究会報告会」、日立製作所主催の「イノベーションフォーラム2013」等に参加し情報収集を行った。

4 業務の電子化の研究

現在、本会が使用中のJ-MOTTOに代わるグループウェアの検討のため、(株)日本技芸が企画・開発を手掛ける企業向けのGoogle Apps for Business拡張ソリューション「rakumo」を平成25年2月から平成26年1月までの1年間の有償利用にて使用し、特に、Google Appsのハングアウト機能を利用したテレビ会議の開催等による検証作業を行った。

【行政書士制度あり方検討委員会】

1 行政書士制度全般についての調査研究

会長諮問に応じ、行政書士制度の発展に向けた中長期のグランドデザインである「政策大綱」の策定のため、調査研究を行い、素案を取りまとめた。

2 行政書士制度の発展に資する組織体制・組織運営の調査研究

各業務部の所管業務の明瞭化及び所管する業務分量の不均衡の解消のための業務執行組織の見直しについて、調査研究を行い、会長に報告した。

【裁判外紛争解決機関推進本部】

1 単位会の ADR 機関設立運営等に係る協力

- (1) 福岡（平成 26 年 1 月）、大阪（平成 26 年 2 月）、東京（平成 26 年 3 月）の 3 会場において、中央研修所と連携し、九州大学大学院法学研究院レビン小林久子客員教授による ADR 調停人講師養成研修（中級講座）を開催し、単位会 ADR 事業の推進を図った。
- (2) 福島会（平成 25 年 11 月 27 日）、福岡会（平成 26 年 1 月 21 日）において、それぞれ東北地方協議会、九州地方協議会の ADR 担当者を対象として、具体的事例に沿った模擬調停研修会を開催し、行政書士 ADR への理解と認識を深めた。
- (3) 平成 25 年 5 月 20 日に北海道会が法務省の認証を取得、現在奈良会が事前協議中であり、認証取得単位会は東京、愛知、京都、新潟、和歌山、岡山、神奈川、兵庫、埼玉とあわせて 10 単位会となった。継続的に認証取得単位会及び事前相談中の単位会等の事業推進について、法務省との連絡調整を行った。
- (4) 平成 26 年 3 月 4 日に法務省の ADR 認証を取得している 10 単位会を対象とした ADR 認証取得単位会連絡会を開催し、センター運営に係る実態、課題等を協議するとともに、今後の ADR 制度等についての意見交換を行った。

2 関係機関・団体等との連絡調整と連携強化

- (1) 仲裁 ADR 法学会、日本 ADR 協会、仲裁センター連絡協議会等の ADR 関係機関・学術団体が主催する会議等に参加し、意見交換及び情報収集を行った。
- (2) 国土交通省による住宅セーフティネット基盤強化推進事業に係る支援事業への協力を行った。

3 PR 活動の推進

認証を取得した単位会に、地元での PR 活動が効果的に展開できるよう助成及び協力推進を図った。

4 ADR 事業推進に係る調査研究

- (1) 平成 26 年 3 月 8 日に ADR 英語調停講座を開催し、九州大学大学院法学研究院レビン小林久子客員教授に指導を仰ぎ、国際 ADR の造詣を深めた。
- (2) ADR 認証取得単位会を対象とした業務過誤賠償責任保険を整備し、一層の制度補完を図った。

【法改正推進本部】

1 行政書士法改正の推進及び制度維持への対応

- (1) 平成 25 年 9 月 4 日に日政連関係役員との合同会議を開催し、法改正に向けた対応等について協議を行った。
- (2) 平成 25 年 4 月 10 日に日本維新の会行政書士制度推進議員連盟が発足され、法改正に係る要望を行った。平成 25 年 6 月 5 日に自由民主党総務部会及び同党行政書士制度推進議員連盟合同会議が開催され、法改正ついて一層の理解を求めるとともに、更なる推進について要望等を行った。
- (3) OSS 対策プロジェクトチームにおいて、第一業務部運輸交通部門と連携して、資格者代理人制度の確立、行政書士法第 19 条及び同法施行規則第 20 条の不当な規制緩和への反対などを内容とした要望書を取りまとめ、平成 25 年 5 月 21 日に国土交通大臣に提出した。また、同要望書の内容等について、平成 25 年 10 月 23 日に国土交通省自動車情報課と意見交換を行った。
- (4) 就業規則作成業務に関するプロジェクトチームにおいて、社会保険労務士との就業規則に関する業際問題について検討し、4 名の学識者からの意見書とあわせて、報告書の取りまとめを行った。

【東日本大震災大規模災害対策本部】

1 東日本大震災被災単位会の会務運営への支援協力・指導

平成 23 年度から引き続き、単位会からの申請により、被災された会員の会費を年度初めに遡って免除する措置を取った。

平成 23 年度から継続して義援金を募集し、平成 26 年 3 月 24 日時点で総額 91,788,658 円が集まった。

2 福島における相談センターの継続運用

- (1) 平成 23 年 10 月に開設した福島県郡山市の「日本行政書士会連合会被災者相談センター（福島事務所）」を継続して運用し、原子力損害賠償請求をはじめ、被災者の生活に密接に関わる案件まで、無料での相談に応じた。
- (2) 東京電力㈱からの協力要請を受け、財物損害賠償の請求書作成に係る相談について、福島会と連携して被災者相談センターでの受付体制を強化し、対応を図った。

3 原子力損害賠償支援機構による相談業務への協力継続

政府の原子力損害賠償支援機構が行う仮設住宅への巡回相談、同機構本部で行う電話相談に会員を派遣し、継続して支援体制を取った。

4 制度の発展につながる被災地の復興支援活動

岩手会、福島会及び宮城会が行った無料相談会、法テラス出張所への派遣などの復興支援事業に対して、その活動報告を受けた上で、岩手会には 130 万円、福島会には 170 万円、宮城会には 150 万円を助成金として支給した。

【選挙管理委員会】

1 会長選挙の執行

平成 25 年 5 月 31 日に会長選挙の告示を行い、6 月 3 日の立候補届出締め切りまでに、北山 孝次会員（大阪会）、田後 隆二会員（神奈川会）の計 2 名より立候補の届出があった。6 月 20 日開催の平成 25 年度定時総会において 2 名の候補者による選挙を執行した結果、北山会員が当選し、委員長より同会員に対し当選証書を交付し、会長選挙を終了した。

平成 25 年度会長選挙での選挙管理委員会ホームページの運営やインターネットを利用した選挙活動その他に関し、実施結果を踏まえた改善点についての協議を行い、その結果を参考資料とともに総務部に検討を依頼した。

【新会館取得検討委員会・会館移転準備委員会】

1 新会館取得（新築又は賃貸を含む移転）への具体的取組みの推進

（1）基本方針の決定

現会館の問題点を整理した上で、建替え及び移転の可能性やメリット・デメリットを検討した結果、現会館から外部のオフィスビル賃貸物件へ移転する方針案をまとめ、定時総会に上程すべく平成 26 年 1 月の理事会で承認を得て準備を進めた。

（2）検討委員会から準備委員会への改組

平成 26 年 1 月の理事会において会館移転に関する基本方針が決定されたことを受け、以後はその基本方針の下、具体的な実行計画の策定と推進に移行することとなったことから、同理事会において、担当委員会の目的及び事業内容を変更し、新会館取得検討委員会を新たに会館移転準備委員会として発展的に改組した。

（3）移転先候補物件の選定

基本方針に沿った約 20 の物件を内見した。制度発展の観点から「攻めの移転」を実現すべく、立地、アクセス、フロア面積、賃料、同ビル内の貸会議室の有無など条件となる重点項目への適合度を整理した上で、候補物件の絞り込みを行った。

（4）現会館に入居している他の団体との調整

現会館の共同所有者である東京都行政書士会、入居している日本行政書士政治連盟、会館所在地に事務所を置く一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターに対し、平成 26 年 1 月理事会の決定内容を通知し、対応の検討を依頼した。

加えて、関連団体である有限会社全行団にも同様に基本方針を伝え、対応の検討を依頼した。

【中央研修所】

1 法定業務研修の実施

(1) 法定業務研修実施要綱の改訂

法定業務研修実施要綱を改訂し、修了証書の様式について、修了日にあわせ発行日を記載する様式とした。

(2) 法定業務研修としての認定

法定業務研修について、単位会からの認定申請を審査し、認定を行った（全7単位会による研修実施）。また、当該研修実施後の各単位会からの申請に基づき、修了証書を発行した。

(3) テキスト改訂対応

法定業務研修に係る以下のテキストについて、改訂に取り組んだ。

- ・「風俗営業適正化法」
- ・「遺言・相続・遺産分割」
- ・「公証役場の利活用」
- ・「知的財産権」

2 ビデオ・オン・デマンド研修システムの構築と実施

インターネットを活用した研修システムである「日本行政書士会連合会中央研修所研修サイト（ビデオ・オン・デマンド研修システム）」を構築し、公開した。コンテンツとして登載した科目は以下のとおり。

(1) ＜特別研修 民事法＞

①民事法総論、民法総則、②物権、③債権総論、④消費貸借、⑤売買、⑥賃貸借、⑦請負・委任・消費者契約法等、⑧不当利得・不法行為・使用者責任等

(2) ＜特別研修 行政不服審査法＞

行政不服審査法①、行政不服審査法②

(3) ＜コンプライアンス等＞行政書士コンプライアンス研修

①職務上請求書、②業際問題、③行政書士法、④職業倫理（専門家責任）

(4) ＜その他 法規監察部関係＞就業規則作成業務について（平成25年度全国法規監察担当者会議より）

(5) ＜その他 第二業務部関係＞ROBINS特別研修、ROBINS特別研修②

(6) ＜その他＞平成25年度ADR英語調停講座

3 申請取次関係研修の実施

(1) 申請取次行政書士管理委員会と連携し、申請取次事務研修会を次のとおり開催した。

平成25年 4月12日（東 京） 178名受講
平成25年 6月 7日（神 戸） 204名受講
平成25年 8月 9日（名古屋） 213名受講
平成25年10月11日（広 島） 85名受講
平成25年12月 9日（東 京） 379名受講

(2) 申請取次行政書士管理委員会と連携し、申請取次実務研修会を次のとおり開催した。

平成25年 5月13日（那 覇） 40名受講

平成25年 7月 5日（札 幌） 48名受講
平成25年 7月12日（高 松） 116名受講
平成25年 9月13日（東 京） 404名受講
平成25年10月25日（仙 台） 67名受講
平成25年11月15日（大 阪） 203名受講
平成26年 1月24日（福 岡） 121名受講
平成26年 2月14日（名古屋） 151名受講
平成26年 3月14日（東 京） 390名受講

4 ADR研修の実施

裁判外紛争解決機関推進本部の研修企画を受け、各単位会における調停人（手続実施者）養成の一助を担うべく、全国的な調停人講師の養成のための研修を実施した。平成25年度は中級研修として、全国3都市（東京、大阪、福岡）同一の内容で、平成26年1月22～24日（福岡）、平成26年2月20～22日（大阪）、平成26年3月5～7日（東京）の各3日間にわたり、各単位会代表者向けに研修を実施し、福岡11名・大阪16名・東京24名が受講した。

実施した研修テーマは次のとおり。

第1日目「理論の説明、調停のプロセス」

第2日目「調停のスキル、調停の用語」

第3日目「調停ロール・プレイ＋振り返り、合意について、質疑応答」

5 司法研修の実施

- （1）平成24年度に引き続き専修大学大学院（東京）と提携し、大学院の科目等履修生制度を活用した司法研修を実施した。平成25年5月18日から7月13日までの間に計5日間、「法律学応用特論『行政救済法』」（2単位・15コマ）を開設し、全国の会員6名が受講した。
- （2）平成26年度における専修大学大学院での科目設定について、大学院側との間で協議した結果、より魅力ある講義設定等について大学院側と協議を図る必要性が生じたことから、同研修の開催を一時見合わせることにし、各単位会宛に周知した。

6 能力担保研修の実施

（1）特別研修〈民事法〉の実施

民法を中心とする民事法に関し総合的な能力を養成することを目的とし、また、将来において各単位会の指導的役割を果たしうる人材の養成のため、平成24年度に実施した「特別研修〈民事法〉」（平成24年12月12・13日、平成25年1月22・23日、2月6・7日、3月7・8日の計8日間）を中央研修所研修サイト（ビデオ・オン・デマンド研修システム）コンテンツとして登載した。

登載した研修テーマは次のとおり。

- ①「民事法総論、民法総則」
- ②「物権」
- ③「債権総論」
- ④「消費貸借」
- ⑤「売買」
- ⑥「賃貸借」

⑦「請負・委任・消費者契約法等」

⑧「不当利得・不法行為・使用者責任等」

(2) 特別研修〈行政法〉の実施

平成24年度に引き続き、平成25年11月28・29日、12月5・6日、平成26年1月30・31日、3月11・12日の計8日間にわたり、将来的な司法・準司法分野への参入を見据え、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法を中心にその代理に際し求められる能力担保を図ることを目的として、全国の会員を対象とした「特別研修〈行政法〉」を実施し、26名が受講した。

実施した研修テーマは次のとおり。

基礎編①「行政法（行政救済法）総論」

実務編①「廃棄物分野」（ケーススタディー等）

②「行政手続法」

②「道路交通法分野」（ケーススタディー等）

③「行政不服審査法」

③「入管分野」（ケーススタディー等）

④「行政事件訴訟法」

④「建設業法分野」（ケーススタディー等）

⑤「事例研究」

(3) 特別研修〈行政不服審査法〉の実施

行政不服審査法の改正に向けた現在の動きや行政書士に行政不服申立て代理権が付与された場合の考察等について広く会員に周知を図るため、行政書士研修事業の一環として、「特別研修〈行政不服審査法〉」に関し科目設定を行い、講義を収録の上、中央研修所研修サイト（ビデオ・オン・デマンド研修システム）コンテンツとして登載した。

登載した研修テーマは次のとおり。

第1時限「行政不服審査法①」講師 中央大学法科大学院 安念潤司 教授

第2時限「行政不服審査法②」講師 政策研究大学院大学 福井秀夫 教授

7 新規業務等に対応する研修の実施

事業項目を設定し、社会情勢に応じ、新規業務や緊急性がある研修を機動的に開催すること等に備えた。

8 コンプライアンス研修の実施

平成24年度に基礎研修として実施したコンプライアンス研修②第2時限「職務上請求書」及びコンプライアンス研修③第1時限「業際問題」を、中央研修所研修サイト（ビデオ・オン・デマンド研修システム）コンテンツとして登載した。

また、その他行政書士に求められる基本的なコンプライアンスに関し科目設定を行い、講義を収録の上、中央研修所研修サイト（ビデオ・オン・デマンド研修システム）コンテンツとして登載した。

登載した研修テーマは次のとおり。

①「行政書士法」

②「職業倫理（専門家責任）」

○関連団体

<有限会社 全行団>

名 称：有限会社 全行団

所 在 地：東京都渋谷区神泉町 20-10 上野ビル 2 階

資 本 金：3,150,000 円

事業内容：

- (1) 印刷物・出版物の企画、製作、販売、斡旋
- (2) ソフトウェアの開発、製造、販売、斡旋
- (3) 事務用物品・事務用機器の販売、斡旋
- (4) 損害保険の代理業
- (5) 各種企業、団体等に対する業務研修の請負
- (6) 情報処理サービス業、並びに情報提供サービス業
- (7) 前各号に付帯する一切の事業

役員の状況：代表取締役 1 名、取締役 4 名、監査役 1 名

従業員数：5 名

持株比率：(出資状況) 日行連 18 株 (28.6%)、地方協議会 45 株 (71.4%)

本会との関係：本会が行っていた書籍の斡旋、共済事業及び行政書士会館の維持管理部門を独立させるため、昭和 59 年任意団体として本会及び各単位会からの拠出金により「全国行政書士事業団（事業団）」が設立された。その後、事業団は損保代理業を行なう上で、組織の透明性と事業の効率化を図ることを目的に、平成 8 年「(有)全行団」として新たに組織された。

<一般財団法人 行政書士試験研究センター>

名 称：一般財団法人 行政書士試験研究センター

所 在 地：東京都千代田区一番町 25 番地 全国町村議員会館 3 階

基本財産：50,000,000 円（設立時）

事業内容：

- (1) 行政書士の業務及び行政書士資格にかかわる試験制度等についての調査研究
- (2) 行政書士の業務及び行政書士資格にかかわる試験制度等に関する資料その他の情報の収集、分析及び提供
- (3) 都道府県知事の委任を受けて行う行政書士試験の実施に関する事務
- (4) その他一般財団法人行政書士試験研究センターの目的を達成するために必要な事業

役員の状況：理事長 1 名、副理事長 1 名、常務理事 1 名、理事 6 名、監事 2 名、評議員 14 名

従業員数：9 名

本会との関係：平成 12 年本会の出捐により設立（出捐金：100,000,000 円）

<一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター>

名 称：一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター

所 在 地：東京都目黒区青葉台三丁目 1 番 6 号

事業内容：

- (1) 任意後見人、成年後見人、保佐人及び補助人の養成、推薦及び指導監督

- (2) 任意後見監督人、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人の養成、推薦及び指導監督
- (3) 任意後見契約の受任者としての事務（前各号に該当するものを除く。第4号において「財産管理事務等」という。）の指導監督
- (4) 任意後見、成年後見、保佐及び補助の事務並びに財産管理事務等
- (5) 任意後見監督、成年後見監督、保佐監督及び補助監督の事務
- (6) 任意後見契約の委任者等の意思能力、契約内容、進捗状況の調査に関する事務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の権利の擁護に関する活動
- (8) 研修会等の企画、開催及び講師の紹介
- (9) 成年後見制度に関する調査、研究及び普及活動
- (10) 成年後見制度に関する書籍及び印刷物の企画、出版及び頒布
- (11) 成年後見制度に関する視聴覚教材の企画、制作及び頒布
- (12) 国、地方公共団体、福祉関係団体等との連携による上記各事業の推進のための活動
- (13) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

役員の状況：理事長1名、理事9名、監事3名

本会との関係：平成22年本会の寄付金により設立（寄付金：20,000,000円）